

### 3. 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (個人)	新規参入者数 (法人)
現 状 (平成30年4月)	2	0
3年後の目標 (平成33年4月)	2	1
目 標 (平成36年4月)	2	2

注：新規参入者数（個人・法人）については、青年等就農計画の認定を行った経営体としている。

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

##### ① 関連機関との連携について

市、県、農協、農地中間管理機構と連携し、農業の魅力発信と支援制度の周知に努め、新規参入（新規就農者、親元就農者、法人参画など）の促進を図る。

##### ② 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者が担い手として継続して営農していくため、農業経営に関し関係機関と連携し、指導・支援等の経営対策を推進する。